

件名	愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の 数に関する条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	公職選挙法
<p>【改正の概要】</p> <p>公職選挙法の一部改正に伴い、形式的な改正を行うもの。 ⇒総定数、選挙区割、選挙区別定数は、いずれも現行どおり</p> <p>≪具体的改正内容≫</p> <p>1 題名 条例で選挙区を定めることとされたことに伴い、題名を「愛媛県議会議員の 定数並びに<u>選挙区</u>及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」に 改正</p> <p>2 第2条 選挙区を条例で定めるとする公職選挙法の根拠条文第15条第1項を追加記 載するとともに、選挙区を別表のとおりとするという改正</p> <p>3 別表 これまでの選挙区名と選挙区ごとの議員数に加えて、各選挙区の「区域」を 条例で規定するための改正</p>	
施行日	平成27年3月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年12月11日公布)により、公職選挙法 第15条が次のとおり改正された。 ※平成27年3月1日施行</p> <p>[改正前] 第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。</p> <p>[改正後] 第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣 接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のい ずれかによることを基本とし、条例で定める。</p>	